

自己点検事項

◇ 多血小板血漿処置(J003-4注2)

(1)形成外科、血管外科又は皮膚科を標榜している保険医療機関である。

(適 ・ 否)

(2)形成外科、血管外科又は皮膚科の常勤医師が2名以上の配置されている。

また、このうち1名以上は当該診療科について5年以上の経験を有している。 (適 ・ 否)

(3)常勤の薬剤師又は臨床工学技士が1名以上配置されている。また、臨床検査技師が配置されていることが望ましい。 (適 ・ 否)

(4)当該処置の実施に当たり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第3条に規定する再生医療等提供基準を遵守している。 (適 ・ 否)

(5)関係学会等から示されている指針に基づき、当該処置を適切に実施している。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤医師の出勤簿

・当該届出に係る常勤医師の勤務経験が分かるもの

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤薬剤師又は臨床工学技士の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名